

令和5年2月 第75号

【発行者】 椿 政明
【編集】 広報委員会
【発行所】 一般社団法人 香取青色申告会
住所：香取市佐原1525-1
電話：0478-54-5041 (FAX共通)

ブルーかとり

実践目標
イ 正しく強く
ロ 自分で帳簿をつけましょう
ハ 誠実な青色申告・誠実な店
ニ 会員の店を利用しましょう
ホ 青色申告はe-Taxで

新年のごあいさつ



一般社団法人
香取青色申告会 会長

椿 政明

新春を迎え会員の皆様には、益々清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、一般社団法人香取青色申告会の運営について、会員の皆様の深いご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

また、税務当局をはじめ関係機関、各団体のご支援に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が依然と拡大・蔓延し、未だ終息の見えない中、ロシアのウクライナへの侵攻により、穀物、エネルギー等の価格の高騰に加え、日本の金融政策の他国との違いから、為替の円安等により、日本国内においても、国民生活と経済活動に、大変深刻な影響を与えております。一日も早く安定した経済の回復を願うところであります。

そのような中、本会の活動としましては、将来社会を担う子供たちに、税についての理解をして頂く為の租税教育として、学校への

講師派遣、税についての作文の募集等の取り組みや、本年10月1日より施行されるインボイス制度「適格請求書」について、会員の皆様にご理解を頂くために、税務署の協力のもと説明会を開催してまいりました。

なお、2月からの確定申告においては、本年も税理士会のご協力をいただき、所得税、消費税、その他について無料相談を実施し、また、3月1日より、税務署内に青色コーナーを設置し、主に白色申告の方に対する青色申告制度の説明等を通じた青色申告の勧奨、イータックス申告の推進等を税務署と連携を図りながら積極的に進めてまいります。

また、本年の他の活動についても、役員及び各支部との緊密な連携をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様方の事業のご繁栄と、ご多幸を心よりご祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

確定申告無料相談会を実施、是非ご利用ください！

会員を対象とした決算と確定申告の相談会です。お早めに予約下さい

日程：2月24日(金)・3月3日(金)
時間：午前9時30分～午後3時30分
予約先／(一社)香取青色申告会
☎ 0478 (54) 5041

いずれの会場も上記時間です

相談日

日程：2月16日(木)
2月21日(火)
2月27日(月)
3月6日(月)
会場：佐原商工会議所

会場	日程	日程
東庄町公民館 2F 第2研修室	3月2日(木)	3月3日(金)
	担当 田畑 武彦先生	担当 八幡 寛史先生
佐原商工会議所 3F 第3会議室	2月24日(金)	3月3日(金)
	佐藤 公彦先生 [e-Taxで送信される方は、確定申告書のデータをお持ちください。]	

『必要なもの』 申告書・決算書の控(2年・3年分)・集計表・帳簿・各種控除証明書(国民年金・国保・生保・年金基金証明書・地震保険・介護保険・小規模企業共済掛金控除証明書)※電子申告(e-Tax)送信される方はe-Taxの利用者識別番号のわかる書類や『マイナンバーカード』又は『通知カード』をお持ち下さい。

新年のごあいさつ



佐原税務署長

飯野 佳代子

梅のつぼみもふくらみ陽だまりに春を感じる頃となりました。

一般社団法人香取青色申告会の椿会長をはじめ役員並びに会員の皆様におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染症の影響で、貴会の活動にも様々な制約が生じていましたが、昨年後半には、納税表彰式や各地区における産業まつり、研修会後の意見交換会が開催されるなど、少しずつ以前の姿を取り戻しつつあるようで嬉しく思います。

また、会員の皆様からのアンケートを踏まえたインボイス制度の説明会を開催されるなど、制度周知にもご協力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、間もなく確定申告が始まります。

既に多くの皆様にご利用いただいております「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンの画面がリニューアルされた他、スマホ

申告でも青色申告決算書が作成可能となり、更に利便性が向上しております。

また、申告書等の提出について、ご自宅等からパソコンやスマホでのe-Taxをご利用いただくことで、新型コロナウイルスやインフルエンザの感染予防にもつながりますので、是非、ご利用いただけますようお願いいたします。

続いて、本年10月に開始されますインボイス制度ですが、国税庁HPに「インボイス制度特設サイト」が掲示されておりますのでご利用ください。当署といたしましても、今後も説明会等で制度の周知を行うなど対応してまいりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、令和5年が一般社団法人香取青色申告会並びに会員の皆様方にとって実り多き年となりますことを心より祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

令和4年度納税表彰受彰者

去る11月16日(水)、香取神宮「神徳館」に於いて令和4年度納税表彰式が厳粛に執り行われました。当会からは、次の方々が表彰されました。誠にありがとうございました。

【東京国税局長表彰】

東庄支部 高橋 渉 様

【佐原税務署長表彰】

東庄支部 岡野 均 様

【佐原税務署長感謝状】

東庄支部 田中 文夫 様

小見川支部 野村 勲 様



インボイス制度・改正電子帳簿保存法説明会開催

昨年、全会員向けに行ったアンケート結果に基づいてインボイス説明会を開催しました。

説明会では、佐原税務署の高橋聡上席を講師にお迎えし、消費税の仕組みからインボイス制度の内容まで丁寧に分かりやすく説明していただきました。

また、質問にも回答していただき、参加者は大変満足してお帰りになりました。



佐原税務署長の講演会 インボイス研修会開催

去る12月5日(月)、東庄町「鯉屋旅館」において飯野佳代子署長の講演会及びインボイス研修会が開催されました。

この中で飯野署長は、当会の青色申告の普及や期限内納税への取り組みに対して厚く感謝を述べられました。

また、講演会では「税務行政の将来像」を演題に、①あらゆる税務手続きが税務署に行かなくてもできる社会にするための納税環境の整備②税に関する質問にAIが自動回答するチャットボットの紹介③パソコンやスマートフォンを利用したe-Taxの普及について講演していただきました。

最後に社会と税について中学生の税についての作文やこれまでの経験談を交え、一時間にわたり女性のやさしいソフトな声で説明をいただきました。



東庄支部だより

私は、東庄町の小かぶ栽培農業を経営する4代目、岡野均です。

20名の従業員の協力を得て、また食味を通し販路を広げることで事業内容を拡大してきたり、規格外の商品を加工品に取り入れることで、豊作貧乏を回避する工夫も行ってきました。土作りと品種にこだわった甘みがあってすごく美味しいカブです。是非、お買い物においで下さい！！

(所在地)

東庄町小南1191

連絡先 ☎&FAX 0478(87)0602

◆間違い電話にご注意下さい！！



ふるさとふれあいまつりが 開催されました！！

3年振りにふるさとふれあいまつりが開催されました。香取郡市6ヶ所においては子供会や各商店会の関係者が集い、多数の来所者で賑いました。神崎・多古会場では、あいにくの雨模様だったものの、来所者もいきいきした笑顔で待ちに待ったイベント。その他の東庄、小見川、佐原会場では、天候にも恵まれ、当会員が参集した「租税教育推進協議会」ブースでも活発な活動が行われました。



新規入会者 Star

はじめまして。カフェのようなサロン、ヘアイメージネーションスターです。

たくさんのお客様にお越し頂き、今年で7年目となります。

皆さん、ぜひお気軽にお越し下さい。

香取市佐原イ2597-3

代表 大竹雄貴

☎0478-179-8875



令和5年1月末
現在の会員数

932名

一人ひとりが広報マンとなって、青色申告の魅力を伝え一人でも多く入会してもらおう！

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う **個人事業者**
- ✓ **法人**
- ✓ 消費税の **課税事業者**

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ **仕訳帳・総勘定元帳**の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ **売上帳・現金出納帳**などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A